

平成30年 6 月26日

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町行政情報公開審査会  
会長 安達 和志

大磯町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年1月26日付けで諮問された「おおいそ福祉会の横溝会館退去に関しての町の主張、通告等及びおおいそ福祉会の主張、通告等退去に向けての進捗状況の判る資料すべて。」に係る行政情報非公開決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

大磯町長（以下「実施機関」という。）が、「おおいそ福祉会の横溝会館退去に関しての町の主張、通告等及びおおいそ福祉会の主張、通告等退去に向けての進捗状況の判る資料すべて。」について、全部非公開とした決定は妥当ではなく、別表に掲げる訴訟記録のうち、非公開とすべき個人情報及び印影等の部分を除き、その他は公開すべきものと判断する。

## 2 審査請求の経過

### (1) 行政情報公開請求

審査請求人は、平成29年12月28日付けで実施機関に対し、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、「おおいそ福祉会の横溝会館退去に関しての町の主張、通告等及びおおいそ福祉会の主張、通告等退去に向けての進捗状況の判る資料すべて。」に係る行政情報公開（行政情報の閲覧及び写しの交付）請求を行った。

### (2) 行政情報公開請求に対する決定

実施機関は、平成30年1月11日付けで、上記請求に対し、条例第6条第5号該当（訴訟中に作成された文書等で、公開することにより、本町の権利行使が著しく損なわれる情報）を理由として行政情報の非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に行政情報非公開決定通知書を交付した。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成30年1月18日付けで、実施機関に対し、本件処分を不服とする審査請求を行った。

(4) 審査請求に係る諮問

実施機関は、平成30年1月26日付けで、大磯町行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第12条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、実施機関が平成30年1月11日付けで行った本件処分を取り消し、違法に開示されなかった部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、反論書（平成30年2月9日付け）及び平成30年4月20日の当審査会の口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 情報公開請求された行政文書にどのような文書群があり、その中のどの文書がそれに該当するのか、また文書の種類、性質等も提示せず、すべてまとめて非公開とすることは、大磯町行政手続条例第13条にある、当該不利益処分の理由を示さなければならないことに違反する。

イ 訴訟に係る文書、例えば訴状、準備書面等の類は公開の法廷で取り交わされ、既に公開されたものであり、また、裁判所に問い合わせたところ、当該事件の訴状や準備書面は、制限なく裁判所での閲覧が認められている。既に公開されている情報のため、非公開とすべきではない。

ウ 自身は町民であり、当該事件について問題提起をした当事者でもあるため、裁判の経過を知る権利がある。

エ 行政情報公開請求後の担当者からの連絡の際、対象文書の分量が膨大で即時対応が困難であれば、今回は訴状や陳述書のみの開示でも可とし、証拠書類については必要があれば再度請求すると伝えたやりとりがあった。それにも関わらず、全て非開示という決定はおかしい。また、賃料相当損害金を免除しているのか、何の文書に基づいているのか、訴状や準備書面に限らず、証拠書類や通告書等の開示も求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関から提出された弁明書（平成30年2月5日付け）及び平成30年4月20日

の当審査会の非公開理由の説明における実施機関の主張を要約すると、非公開の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件の対象文書については、町が提訴した建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第849号）の訴状及び準備書面がそれに相当するが、当該事件は施設の明け渡し及び賃料相当損害金の請求を争点に係争中である。裁判所に確認したところ、審査請求人は利害関係人に当たらないため、裁判記録の閲覧は可能だが、謄写は不可能である。裁判所で認めていない謄写を許可することにより、第三者が様々な動きを起し、現在継続中の裁判において町側が過度な説明を求められる可能性がある。また、無用な混乱を招き、施設利用者への影響や事務処理に支障をきたすことも懸念される。このことから、条例第6条第5号に該当すると判断した。
- (2) 当該裁判は継続中のため、訴状提出以降の経過は外部に情報提供を行っておらず、議会でも同様である。また、対象文書のうち、どの部分が裁判に影響するか判断が困難であるため、すべて非公開とした。
- (3) 訴訟記録以外の文書については、弁護士との打合せ等も口頭にて行っており、文書として存在しない。
- (4) 行政情報公開請求後の審査請求人への連絡は、いつからの文書か特定するためのものである。訴状以前の文書は既に審査請求人に対して公開しているため、訴状以降の文書が対象であることを確認し、訴状及び準備書面を公開する場合は、膨大になると説明している。なお、公開するとは言及していない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件において審査請求人が請求した文書は、「おおいそ福祉会の横溝会館退去に関しての町の主張、通告等及びおおいそ福祉会の主張、通告等退去に向けての進捗状況の判る資料すべて。」である。これに対して実施機関は、当該事案に関し、町が提訴して現に係争中である建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第849号）の訴訟記録として、別表に掲げる各文書を保有している。

他方、実施機関によれば、行政情報公開請求後に審査請求人に対して文書特定に関する聴き取りを行った結果、本件請求の対象は上記の提訴がされて以降の文書であることが確認され、また、町の内部における訴訟対策や訴訟方針の協議等のために作成された文書は存在しないとのことである。

以上の諸点に加え、審査請求人が請求している行政情報の内容は、訴訟記録中の記載にほぼ含まれているものと判断されることにかんがみ、別表に掲げる訴訟記録にある各文書が本件対象文書に該当するものと認められる。

なお、文書の特定について、本件「行政情報非公開決定通知書」には請求対象に当たる文書名の記載がなされていなかったが、請求に係る対象文書を特定し、それを明示したうえで、当該文書の公開の可否を決定・通知することが、条例の

趣旨に沿うものといえる。請求人への聞き取りを慎重に行い、請求書へ特定文書を記載するよう補正指導する等の対応を含め、改善の余地があることを指摘しておきたい。

(2) 本件対象文書の条例第6条第5号該当性について

実施機関は、本件対象文書が条例第6条第5号に該当すると判断し、全部非公開としているので、以下、条例第6条第5号の適用の適否につき検討する。

ア 条例第6条第5号では、「町の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業（以下「事務事業」という。）に関する情報であって、当該事務事業の性質上公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」については、非公開とすることができると規定している。

イ 実施機関によると、本件については、施設の明け渡し及び賃料相当損害金の請求を争点に係争中であり、本件請求文書を公開することによる今後の裁判への影響を懸念している。

また、継続中の裁判について、一般的な対処方針として町の方針が推認される場合もある。

しかしながら、条例第6条第5号の規定によって「争訟の方針」が非公開事項とされるのは、当該争訟において対向関係にある相手方に対する本町の「手の内」情報としての性格を有する場合、又は将来の同種の争訟における町の内部的な対処方針が推認される場合である。本件対象文書は既に裁判所に提出され、裁判公開の原則に基づき、相手方も保有している情報であるため、上述の「手の内」情報には該当しない。

また、当該争訟の相手方以外の第三者や将来起こりうる同種の争訟の関係者についても、本件対象文書である訴訟記録は、何人も裁判所で閲覧可能とされており（民事訴訟法91条1項）、既に公開の対象となっている情報であるといえる。加えて、実施機関が主張する無用な混乱を招くという理由は具体的ではなく、裁判で正式に主張している内容である以上、町民に対する説明責任があることにかんがみれば、事務事業の「公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれ」があるとは認められない。

したがって、本件対象文書は、条例第6条第5号の非公開とすべき事由に該当せず、実施機関の全部非公開の判断は妥当でない。

ただし、裁判所が訴訟記録の謄写を当事者及び利害関係者以外に認めていないこと（同法91条3項）に照らして、写しの交付により当該情報が全く利害関係のない第三者に広く流布され、特に記載された個人や法人等に不測の影響を

及ぼすおそれがあることは否定できない。そこで、別表に掲げる訴訟記録のうち、町職員や法人代表者の氏名以外の特定の個人が識別され得る記載など条例第6条第1号（個人に関する情報）に該当する非公開事項、及び訴訟当事者や訴訟代理人の印影など同条第2号（法人等に関する情報）に該当する非公開事項の部分を除き、その他は公開とすることが相当である。

(3) 結論

以上、審査会としては、「1 審査会の結論」に示すとおり答申する。

別表

- 1－1 訴状（平成28年12月15日付け）
- 1－2 訴額計算書
- 1－3 訴訟委任状
- 1－4 議案第53号\_訴えの提起について
- 1－5 履歴事項全部証明書
- 1－6 証拠説明書（1）〔乙号証〕
- 1－7 甲第1号証～甲第13号証
- 2－1 答弁書（平成29年2月3日付け）
- 3－1 原告第1準備書面（平成29年3月17日付け）
- 3－2 証拠説明書（2）〔甲号証〕
- 3－3 甲第14号証～甲第22号証
- 4－1 被告準備書面1（平成29年5月26日付け）
- 4－2 証拠説明書（1）（乙第1号証～乙第7号証）
- 4－3 乙第1号証～乙第7号証
- 5－1 原告第2準備書面（平成29年6月30日付け）
- 5－2 証拠説明書（3）〔甲号証〕
- 5－3 甲第23号証～甲第31号証
- 6－1 被告準備書面2（平成29年8月14日付け）
- 6－2 証拠説明書（2）（乙第8号証～乙第9号証）
- 6－3 乙第8号証～乙第9号証
- 7－1 原告第3準備書面（平成29年9月1日付け）
- 8－1 被告準備書面3（平成29年10月19日付け）
- 8－2 証拠説明書（3）（乙第9号証の2～乙第14号証）
- 8－3 乙第9号証の2～乙第14号証
- 9－1 被告準備書面4（平成29年11月20日付け）
- 9－2 証拠説明書（4）（乙第15号証～乙第19号証の4）
- 9－3 乙第15号証～乙第19号証の4
- 10－1 原告第4準備書面（平成29年11月30日付け）
- 10－2 証拠説明書（4）〔甲号証〕
- 10－3 甲第32号証～甲第33号証
- 11－1 被告準備書面5（平成29年12月22日付け）
- 11－2 証拠説明書（5）（乙第20号証～乙第28号証）
- 11－3 乙第20号証～乙第28号証